

療育手帳

知的障がい者（児）と判断された方に交付され、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

申請には以下のものが必要であり、結果が出るまでに2か月程度かかります。

申請に必要なもの

- ①本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm。原則1年以内に撮影したもの。上半身で脱帽）
- ②支援台帳（様式は健康福祉課窓口にあります）

判定

年齢によって判定場所が異なります。

1 8歳未満の方：児童相談所

1 8歳以上の方：とちぎりハビリテーションセンター

障害の程度

A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階があります。

判定期間

手帳交付の際に次回の判定時期が指定されます。

◎その他にも以下の場合は手続きが必要となります。

居住地・氏名の変更

再交付

返還（死亡、非該当 等）

詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

町民生活部健康福祉課社会福祉係

電話 57-4172